

施設利用者 各位

諫早文化会館利用申請について

諫早文化会館

諫早文化会館をご利用いただくにあたり、お手数ですが下記 2 枚の書類を作成いただき、
利用申請をお願いいたします

1) 新型コロナウイルス感染症対策の確認書

新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、各事項に同意の上、提出をお願いいたします

2) 諫早文化会館利用申請書

通常の申請書

新型コロナウイルス感染症対策の確認書

下記事項を徹底・了承した上で、諫早文化会館を利用いたします。

団体名 _____ 代表者 _____ (印)

催事名 _____ 利用日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

<感染対策確認事項>

内に✓をお願いいたします

- 3つの密（密閉、密集、密接）を避ける対策を行ってください。
- ・施設内の各室に応じた換気
 - ・四方を空ける等、席配置の配慮
 - ・参加人数の制限（収容定員の半分以下）
 - ・入退場、休憩時の動線管理
- 来館者の体温等の健康管理し、体調不良の方の入場を制限してください。
- 手洗いの徹底や手指消毒をお願いいたします。
- ・来場者が多い催事の場合は主催者様でも消毒液をご準備ください。
- 配布・モギリ等、手渡しが発生するものはなるべく避けてください。
- マスクを着用してください。
- 合唱及び大声での発声を伴う催しは、利用者同士の間隔を十分確保してください。
- 身体的接触のある活動は行わないでください。
- 利用者の把握をお願いいたします。
- ・名簿等で管理・保管してください（提出の必要はありません）感染者が発生した場合、経路特定のため保健所等関係機関への協力をお願いいたします。それに伴い名簿の開示、また自宅待機の要請がある可能性があります。（名簿の保存期間は催事日より最低 30 日）
- 感染拡大防止の注意喚起を来場者に行ってください。（公演では影マイク利用）
- 今後の感染状況により、予告なく会館施設を利用できなくなる場合があります。
- その際、主催者・施設利用者に生じた損害に関して諫早文化会館では一切責任を負いません。

【諫早文化会館】利用許可申請書・利用許可書/利用料金減額申請書・減額承認書

諫早文化会館指定管理者 一般社団法人諫早青年会議所 様

令和 年 月 日

諫早文化会館条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

申請者	〒 Tel (- -)	
	住所 Fax (- -)	
	団体名	代表者
		会場責任者
利用目的及び その内容	案内板表示用名称	入場料 (会費) 有 無 円
		入場人員 1回に付 人
		延べ 人
利用期間	年 月 日 (曜)	入場方法 <input type="checkbox"/> 指定席 <input type="checkbox"/> 自由席
	時 分から	<input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 会員券
	年 月 日 (曜)	開場: 時 分 開演: 時 分 終演: 時 分
	時 分まで	開場: 時 分 開演: 時 分 終演: 時 分
	日間	備考
* 請求書 (チェックをお願い致します) 必要 <input type="checkbox"/> (郵送 <input type="checkbox"/> / FAX <input type="checkbox"/>)		

料金詳細	大ホール	中ホール	リハーサル室	楽屋 ①	楽屋 ②	楽屋 ③	楽屋 ④	楽屋 事務室
	円	円	円	円	円	円	円	円
	練習室 ①	練習室 ②	練習室 ③	展示室 ①	展示室 ②	展示室 ③	展示室 ④	和室
	円	円	円	円	円	円	円	円
	展示ホール	浴室	備考				施設利用料	円
	円	円					減額	円
追加	施設利用料	冷暖房	設備	合計	備考			
	円	円	円	円				
					円			
							冷暖房	円
							設備	円
							合計	円

諫早文化会館の利用料金に関する規則第4条第3項に基づき減額申請致します (申請理由は別紙「利用料金減額申請について」でご確認下さい)

利用料金減額申請	団体名 	減額承認	
減額申請番号(該当に○)			減額後の利用料
1・2・3・4・5			

決裁欄	受付	令和 年 月 日					
	確認 (減免を含む)	館長	副館長	取扱	者		

許可番号 号	
上記のとおり諫早文化会館の利用を許可します。	[諫早文化会館指定管理者] 一般社団法人 諫早青年会議所
令和 年 月 日	理事長 宮崎 大輔

①利用料の単位は、午前、午後、夜間それぞれの区分を1単位とする。 ②展示用器具については、全日を1単位とする。

③利用者が特殊な電気器具等を使用する場合、その実費相当額を利用料として別に徴収する。

主催者都合によるキャンセル・催事中止に対しての返金は致しません (台風等災害の影響と判断される場合は除く)